

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月及び同年7月

大学生であった平成3年4月ごろ、A町役場で国民年金加入手続きを行った際、同役場の窓口で免除ができるか聞いたところ、「法律で決まっております、どなたも支払う義務があるので免除はありません。」と言われたため、生活を切りつめて国民年金保険料を納付した。

大学を卒業した平成6年3月、A町からB市に転居してからも、国民年金保険料を同市役所年金担当窓口又はC銀行本店で納付しており、申立期間は無職であったが、保険料は預金を引き出して納付した。

平成16年7月に国民年金追納勸奨状が届き、「納付したのに、免除のはずが無い。」と不審に思いつつも、社会保険事務所（当時）からの勸奨だったので納付しなければならないものと思い、母親に依頼し納付したが、免除申請を行うことはあり得ず、申立期間は納付期限内に納付していたはずであり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月間と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、平成3年4月から12年7月までの婚姻前の国民年金被保険者期間について、国民年金保険料をすべて納付しているほか、オンライン記録で納付状況が確認できる6年4月から12年7月までの国民年金保険料のほとんどを納期限内に納付しており、申立人の納付意識は高かったことが認められる。

また、申立期間の国民年金保険料については、オンライン記録によれば、平成16年8月9日に追納が行われたことが確認でき、当該追納が行われる前は申請免除と記録されているところ、社会保険事務所から国民年金追納勸奨状が届いた際、申立人の母親は、「息子は、免除は考えられないと不審に

感じていたようだが、行政官庁からの勧奨だからと、申立期間の国民年金保険料を納付するよう保険料を渡され、D信用金庫E支店で納付した。」と供述しており、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、オンライン記録では、申立期間の免除申請年月日は平成7年5月30日、同年5月分の保険料は同月31日に納付と記録されているが、免除申請をした翌日に当該国民年金保険料を納付することは不自然である上、申立人は、免除申請書を市へ提出した記憶は無く、当時は預金もあり免除申請をする必要は無かったと主張していること、及び同年8月1日から厚生年金保険被保険者となったことを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を納付することができたものと推測される。

加えて、B市の国民年金被保険者名簿において、申立人に係る平成6年度及び7年度の各月の「保険料に関する記録」欄が空欄となっていること、オンライン記録によれば平成6年4月分及び同年7月分の国民年金保険料の納付年月日は同年4月28日となっているが、同年7月分については、同年6月29日に納付記録の追加処理がされていることなど、当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 61 年 3 月まで
昭和 57 年 12 月に株式会社 A を辞めた後、すぐに国民年金の加入手続をするため B 市役所へ行ったことを覚えており、申立期間が未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 57 年 12 月に株式会社 A を辞めた後、すぐに国民年金の加入手続をするため市役所へ行ったことを記憶している。」と供述しているが、加入手続を行った時期及び納付したとする国民年金保険料額に関する記憶は曖昧である上、オンライン記録によれば、株式会社 A の前の勤務先を 57 年 4 月 25 日に辞めた後、同年 5 月 4 日に国民年金の任意加入手続を行っていることが確認できるが、当該手続に関しては記憶が無いとしており、当該期間の記憶と混同している可能性がうかがえる。

また、B 市が保管する国民年金被保険者記録票によると、申立人は、昭和 57 年 6 月 1 日に任意加入被保険者資格を喪失した後、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格を取得するまでの期間は未加入であることが確認できることから、申立期間は国民年金保険料を納付できない未加入期間であり、申立人は 44 年 4 月以降住所を変更していないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、B 市が保管する申立人に係る昭和 57 年度の国民年金保険料収納簿によると、申立人は昭和 57 年 5 月の国民年金保険料を同年 7 月 29 日に納付しているが、同年 6 月から 58 年 3 月までは資格喪失者扱いとなっていることが確認でき、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されておらず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えら

れる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間において国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月から51年3月まで

当時、地区の班長が、月末ごろ、国民年金保険料及び国民健康保険料を集金しており、同居の義母と一緒に国民年金保険料を納付していたことを記憶している。

詳細については分からないが、申立期間の国民年金保険料は納付したので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A市において国民年金協力委員が存在し、国民年金保険料の集金を行っていたことはうかがえるものの、当該委員の関係者から申立人に係る申立期間の国民年金保険料の納付状況に関する証言を得ることができなかつた上、申立人の居住していた地区における当該委員の申立期間に係る国民年金保険料の収納状況が分かる関係資料は、同市に保管されておらず、申立期間当時の国民年金保険料の納付に関する具体的な状況等を確認することができない。

また、申立人の住民票から申立人のA市への転入日は昭和47年1月23日であることが確認できるが、B市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人のA市転出の変更処理日が50年11月17日と記載されており、同処理日までの期間、国民年金に係る住所変更の届出が行われていないことが推測される上、国民年金被保険者台帳等によると、B市で払い出された国民年金手帳記号番号の記録は、51年1月29日までの期間、申立人が不在被保険者であったことが記載されており、同手帳記号番号の記録がC社会保険事務所（当時）からD社会保険事務所（当時）に移管された

日が 51 年 2 月 9 日と記録されていることから、同移管日までの期間、A 市では同手帳記号番号により国民年金保険料を納付できない。

さらに、厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の夫が昭和 48 年 8 月 23 日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認でき、その配偶者である申立人は、同日以降は国民年金の任意加入期間であるが、申立人の A 市転入後に新たに払い出された国民年金手帳記号番号の記録は、同日付けで国民年金被保険者の資格を喪失しており、申立人の国民年金の任意加入記録の記載は見当たらないことから、国民年金被保険者の資格を取得していない申立期間の国民年金保険料は A 市では納付できなかったことが推測される。

加えて、申立人は、申立期間における国民年金保険料を集金により納付したと申し立てているが、国民年金保険料を納付した時期及び国民年金保険料の金額等の具体的な状況に関する記憶は曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から54年6月まで

昭和56年9月28日に、A町からB町に転入し、住所変更の手続を妻が行った際、C町役場の職員から国民年金に未加入であることを指摘されたので、国民年金に加入するとともに国民年金保険料も5年分、60数万円をD郵便局で一括納付した。

国民年金被保険者の資格取得記録は、昭和52年4月1日になっているにもかかわらず、保険料の納付記録は54年7月以降となっており、52年4月から54年6月までの期間が未納になっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の住民票から、申立人は、昭和56年9月28日にC町に転入したことが確認でき、国民年金被保険者台帳に付加保険料の申出記録が転入日と同日で記載されていること、及び申立人の国民年金手帳記号番号が同年9月に払い出されていることから、申立人の国民年金の加入手続は、転入日と同時に行われたことがうかがえる。

また、国民年金被保険者台帳によれば、昭和54年7月から56年3月までの国民年金保険料を同年10月24日に納付していることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行った同年9月時点において、納付可能な国民年金保険料をさかのぼって納付したものと推測できるところ、その時点は特例納付実施期間でないため、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出さ

れたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、すべて任せていたとする申立人の妻は、申立期間当時の具体的な納付金額や詳細な納付状況の記憶が曖昧である上、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年1月ごろから28年11月1日まで
② 昭和28年12月14日から29年1月ごろまで

夫は、A県で漁師をしていたが、B市に居住していた兄夫婦を頼って同市の漁港にあったC株式会社に就職し、昭和27年ごろから29年ごろまで同社が所有する漁船に乗り込んで漁をしていた。

しかし、同社における船員保険被保険者記録が1か月間となっており、納得できないので、両申立期間について調査をお願いしたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社に係る船員保険被保険者名簿により、申立人は、昭和28年11月1日から同年12月14日までの期間において、同事業所に甲板員として雇い入れられていたことは確認できる。

しかしながら、同事業所は既に商業登記簿が閉鎖されており、事業主及び役員は他界または連絡先不明のため、当時の乗組員に係る船員保険の適用状況について供述を得ることができない。

また、申立人も既に他界しており、申立人の妻は、申立人の両申立期間に係る雇入れの状況について確認できる船員手帳等を所持していない上、両申立期間が婚姻前の期間であることから、申立人が乗り込んだとされる各船舶名及び各乗船期間等の詳細について供述を得ることができない。

さらに、C株式会社に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間及びその前後の期間の船員保険の被保険者記録が確認できる乗組員のうち、供述を得ることができた4人に当時の状況を確認したところ、申立人が両申立期間に

において勤務していたことを確認することはできない。

加えて、昭和 25 年 10 月ごろに同事業所の複数の船舶において甲板長を勤めていた事業主の親族は、「C株式会社は事務手続等について正確に行う会社であり、雇用に係る社会保険等の手続は適正に行っていたと思う。私の勤務期間と船員保険被保険者期間は一致する。両申立期間当時、機関士及び甲板員等は正社員として船員保険に加入していたが、一方、漁夫等の一部は仲介者を通じて、出漁する時期にまとめて雇い入れを行っており、船員保険に加入させていなかったと思う。」と供述しているところ、C株式会社に係る船員保険被保険者名簿において、前述の乗組員らが機関長等として記載されており、いずれも勤務期間と船員保険の被保険者記録が一致すると供述している一方、申立人は当該名簿において甲板員として記載されている 28 年 11 月 1 日から同年 12 月 14 日までの期間に係る船員保険の被保険者記録を確認することができ、当該期間はオンライン記録に収録されている期間と一致することが確認できるものの、両申立期間に係る船員保険の加入記録を確認することはできないことから判断すると、申立事業所においては、雇入れの際に登録した職種等に基づいて船員保険の加入を行い、すべての乗組員を船員保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として両申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月から 39 年 2 月まで

私は、昭和 35 年 5 月 10 日に前職を離職後、A 市で運転免許証を取得したのち、36 年 2 月から本雇いの住み込み者として給与手取額 9,000 円の条件で有限会社 B に入社した。

私が入社し従業員が 5 人となったので、社長の妻が、「社会保険(厚生年金保険)に入らなければならない。」と話していたこと及び当時の同僚として C 氏及び D 氏の名前を記憶している。

私が交通事故で長期入院した際、退院時に健康保険証を提出したところ、交通事故には適用されず、ついでに受診した盲腸の手術にのみ適用されたこと、事故の加害者である米兵が本国に強制送還されたので治療費約 35 万 7,000 円は私が支払ったことを記憶している。

給与手取額 9,000 円のうち 2,000 円は普通預金として自己管理し、7,000 円は定期預金として社長が管理しており、入院で休職中の社会保険料は有限会社 B が立て替えた後、退職時に解約した定期預金により清算したので、入院期間中の厚生年金保険料も納付したはずである。

これらの記憶があるので、申立期間の厚生年金保険料は納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

有限会社 B の現在の事業主及び申立期間に数か月ほど一緒に勤務していたとする申立人の弟の供述から、申立人が同社で勤務していたことは認められるものの、申立人の同社に勤務した期間に関する記憶は曖昧であり、同社に当時の資料は保管されていないことから、申立人の申立期間における勤務状

況等について確認することができない。

また、申立人は、前職を離職後、運転免許証を取得したのちに、運転手募集の張り紙を見て有限会社Bに入社したと申し立てているところ、申立人の運転免許証の交付は昭和35年9月であることが確認できるが、有限会社Bにおける当時の事業主は既に亡くなっており、当時の状況が確認できない上、ほかの同僚等からも供述が得られないことから、申立内容を確認することができない。

さらに、有限会社Bの法人登記簿によると、同社の会社成立日は昭和36年4月7日、事業目的は厚生年金保険の適用業種に該当する物の販売又は配給の事業に該当することが確認できる上、申立期間当時から勤務していたと記憶している現在の事業主は、当時の従業員を5人記憶していることから判断すると、申立期間当時、同社が常時5人以上の従業員を使用する商業の事業所であったと推測されることから、同社が厚生年金保険の適用対象となる事業所に該当していたことがうかがえるものの、適用事業所名簿から、有限会社Bが厚生年金保険の適用事業所に該当している事実を確認できず、「厚生年金保険に入らなければならない。」と話していたことを申立人が記憶している社長の妻は既に亡くなっており、当時の状況が確認できないところ、現在の事業主は、「会社が厚生年金保険に入ったことは無いはずであり、実際、私もずっと厚生年金保険には入っていない。給与から何が引かれていたか分からない。」と供述し、事実、当該事業主は36年4月から現在まで国民年金に加入しており、厚生年金保険に加入した記録は無いことが確認できる。

加えて、申立期間当時に事業主であった者及び「当時、厚生年金保険については全く分からなかった。給与から何が引かれていたか分からない。」と供述している申立人の弟についても、厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）から、有限会社Bにおける厚生年金保険被保険者記録を確認することができないことから、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

また、申立人は交通事故で長期入院した際に健康保険証が適用されなかったと主張しているが、健康保険は第三者の行為によって生じた保険給付事由を適用の対象外とはしていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。